マツダがさらに500人の首切りを発表

「派遣切り」なんてとんでもない

マツダには、派遣社員に直接雇用を申し入れる義務がある

舛添厚労相が職安法・派遣法の２重の法違反を認める

内部留保 4362 億円の１%余を使えば、雇用を維持できます

志位委員長

違法行為の派遣先大企業に直接雇用の義務を果たせと厳しく指導するのは当然だ

舛添厚労相

法違反があった場合は、厳しい指導を行っている

日本共産党

志位和夫委員長が予算委員会で追及

マツダは昨年末までに１３００人の派遣社員を解雇し、さらに3月末までに５００人の首切りを発表しました。２月４日の志位委員長の質問に舛添厚労相は、マツダがやっているような、派遣社員を一時的に「サポート社員」に置き換え、再び派遣社員に戻すやり方は職安法４４条違反、３年以上派遣社員として働かせているのは派遣法違反、と２重の法違反を認めました。

志位委員長の国会質問で、次のことが明らかになりました

●労働者派遣法の大原則は「常用代替禁止」であり、同じ場所の同じ業務に3年以上派遣を続ければ、常用代替に該当し、派遣法違反になる。

●「３年以上派遣」を逃れるために、３年になる前に派遣から直接雇用の「サポート社員」（期間社員）に置き換えても、一定期間の後に再び派遣社員に戻すやり方は職業安定法違反である。

●この場合、「サポート社員」の期間は派遣期間に含まれ、通算で3年を超えれば、マツダは派遣社員に直接雇用を申し込む義務が生まれる。それをやらなければ派遣法違反になる。

大企業の無法許さずたたかいに立ち上がろう

派遣法に照らせば、マツダはほとんどの派遣社員に直接雇用を申し入れる義務があります。それをやらずに、１３００人を解雇し、さらに首切りなど絶対許せません。たたかいに立ち上がりましょう。

相談をお寄せ下さい（無料）

日本共産党広島県委員会『雇用110番』　082-228-3367

広島民報　2009 年 2 月号外　昭和 41 年 2 月 19 日第 3 種郵便物認可
日本共産党広島県委員会の訴えを紹介します